

第131号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「原発等立地地域振興法」という。）の次に「、地域再生法（平成17年法律第24号）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（地方活力向上地域における県税の不均一課税）

第8条の2 地域再生法第8条第1項に規定する認定地域再生計画（次項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（次項において「地方活力向上地域」という。）内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この条において「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に同法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）である法人又は個人が、同条第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地域再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合には、当該法人又は個人に対して課すべき次の各号に掲げる県税については、県税条例第16条、第16条の2、第22条又は第57条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率によって課税する。

(1) 当該特別償却設備を当該法人の営む事業の用に供した日の属する事業年度（以下この号において「供用開始事業年度」という。）の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度又は当該特別償却設備を当該個人の営む事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年に係る地方税法第72条の12又は第72条の49の11の規定による事業税の課税標準のうち、地域再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課すべき事業税

ア 法人 次に掲げる事業年度分の区分に応じ、県税条例第16条各項に規定する税率に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た率

第1事業年度分（供用開始事業年度の初日から起算して1年以内に終了する各事業年度分をいう。） 2分の1

第2事業年度分（供用開始事業年度の初日から起算して1年を超え2年以内に終了する各事業年度分をいう。） 4分の3

第3事業年度分（供用開始事業年度の初日から起算して2年を超え3年以内に終了する各事業年度分をいう。） 8分の7

イ 個人 次に掲げる年分の区分に応じ、県税条例第16条の2第1号に規定する税率に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た率

第1年分 2分の1

第2年分 4分の3

第3年分 8分の7

(2) 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税 100分の0.4

(3) 当該特別償却設備（公示日以後に取得されたものに限る。）のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

初年度分 100分の0.14

第2年度分 100分の0.35

第3年度分 100分の0.7

2 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、公示日から平成30年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）である法人又は個人が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、当該法人又は個人に対して課すべき次の各号に掲げる県税については、県税条例第22条又は第57条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率によって課税する。

(1) 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税 100分の0.4

(2) 当該特別償却設備（公示日以後に取得されたものに限る。）のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

初年度分 100分の0.14

第2年度分 100分の0.467

第3年度分 100分の0.933

附則第5項を次のように改める。

（不動産取得税の不均一課税に係る税率の特例）

5 第4条第2号、第8条第2号又は第8条の2第1項第2号若しくは第2項第1号に規定する土地の取得が県税条例附則第14項第1号に規定する期間内に行われた場合における不動産取得税の不均一課税の税率は、これらの規定にかかわらず、100分の0.3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2 の規定は、同条に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、平成 27 年 10 月 2 日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合について適用する。
- 3 平成 27 年 10 月 2 日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第 8 条の 2 の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「又は同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年 島根県条例第 号。以下「平成 27 年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 2 号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は平成 27 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 3 号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は平成 27 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。